

第三章 遺 跡

1 遺 跡 序 説

内裏北外郭地域の大半は、現在、国有地となり、一部が整備されているが、調査当時は私有地の水田地帯にぞくしており、形・大きさの異なる水田をそのまま生かした地区設定をおこなった (Fig. 2)。また調査は、順をおって一方向の隣接地域に進行させたものではない。排土盛土用の空間地を設ける必要上その他から、離れた2カ所を同時に発掘するなどをくりかえして結果的に全地域の調査を終了したものである。前節では、この各次数別に調査経過の大要をかかげ、それぞれの段階で遺跡の性格をどう考えてきたかをふりかえり、調査日誌によって調査進行の経過をやや詳しくたどった。以下においては、発掘回数と関連なく、内裏北外郭地域を西・中・東の3区に分け (Fig. 13・15・17・20)、これにしたがって記述をすすめる。

遺跡にかんする記載は、まず、検出した遺構の種類をかかげ、若干の用語を整理したのち、尺度算出の方法を紹介し、土層の状況をのべ、続いて西～東区の区分けに関連する遺構を列挙し、西区・中区西半部・中区東半部・東区の順序にしたがって、各区毎の遺構を遺構番号順にかかげる。なお、内裏築地回廊 (SC060) 北面部ほか、西～東区の区分と関連しない若干の遺構は、便宜的に、区分けする遺構の項にふくめてあつかい、そして各区における遺構の相対年代をかかげたのち市庭古墳 SX500 について付記して本章を結ぶ。

A 遺構の種類

今回の調査地域で検出したおもな遺構は、建物59・築地3・塀20・溝25・井戸3・土塹22である。土塹を除く遺構の大多数は、真東西・真南北に近い方位をとっている。建物で最も多いのは、掘立柱式の建物 (以下、掘立柱建物とよぶ) で、50棟以上ある。礎石建物、つまり礎石の上にたつ建物は7棟にすぎない。この中には掘立柱建物を礎石建物に改造したものが1棟ある。

なお、上に「塀」とよんだものは、いままで「柵」とよんできた遺構を改称したものである。塀の遺構は、掘立柱列としてとらえられるにすぎないが、本来は構造的にも機能的にも多様な構造物であったとみられ、柱と柱との間に板や土の壁体を設けた、板塀・土塀が多数を占めたとおもわれる。また機能的には、区画・目隠しなどの目的が考えられる。ただし壁体の有無は、遺構の上では識別できない場合が多いから、ここで塀とよぶものなかには、本来、壁体をもたない「柵」をもふくむことはいうまでもない。なお、築地は当然ながら塀の一種であるが、ここでは今までどおり築地とよんで他の塀と区別しておく。

ここで用語の整理をかねて、建物の柱の穴についてかかげておきたい。掘立柱をたてるには、まず柱を据えるための穴 (「掘立柱用の掘形」・「柱の掘形」・「柱掘形」) を作る。多くは、平面方形・長方形で、その一辺はほぼ穴の深さに等しい。この掘形の中に柱を据え、土 (「掘形埋土」)

主要な遺構の種類と数

柵・塀・築地

柱の掘形

柱根を埋めて柱を固定する。柱掘形の中に、「柱根^{ちゆうこん}」すなわち柱自体の下端部分が遺存していることもある。柱根が立ったまま腐り消えて空洞を生じ、ここに流れこんだ土が識別できる場合は、「柱痕跡^{ちゆうこん}」とよぶ。なお床東ていどに細い場合は、掘形と柱痕跡との区別はかならずしも容易ではない。また整地土などでは、柱痕跡のみが確認でき、柱掘形の検出が困難なこともある。掘立柱を抜くためにあけた穴が確認された場合は、「柱抜き痕跡(あるいは穴)」とよぶ。*

礎石据えつけ痕跡 礎石を据えるために掘りくぼめた穴が検出されれば「礎石据えつけ痕跡(または掘形)」とよぶ。なお基壇築成の過程で礎石を据えた場合は、当然ながら据えつけ痕跡を生じない。据えつけのための掘りくぼみには、多数の「根石^{ねいし}」を配してその上に礎石を固定する。平城宮跡では、礎石自体は大多数がうしなわれており、根石の遺存によって礎石建物と判定することが多い。礎石を取りだすときに作った穴の輪郭が確認された場合は、「礎石抜き痕跡」とよび、その穴自体は「礎石抜き穴」とよんでいる。*

遺跡で検出する穴には、上記各種のうちいずれにぞくするかを直ちに決められない場合、そのいくつかが重なりあっていて区別できない場合も皆無ではない。そこで柱位置に遺存する穴のすべてを「柱穴⁽¹⁾」と総称することにする。

B 建物規模の数値

ここで、建物遺構(以下、建物と略称)の規模や柱間寸法の数値をどのようにもとめているかをのべておく。柱根が何本か遺存している建物にかんしては、柱根間の長さをスチールテープで測ることによって、その規模・柱間寸法を直接に正しく知ることができる。しかし柱根がのこっている建物は決して多くない。問題は柱根をとどめていない大多数の建物の扱いである。これらの建物の規模・柱間寸法は、すべて、遺方実測による縮尺1/20の図にもとずいて算出してきた²⁾。しかし、柱根・柱痕跡は、掘形の中央に位置するとは限らず、端に片寄っていることもある。柱根が遺存していない場合や、柱根跡を検出していない場合の掘形にかんしては、柱が本来立っていた位置を厳密にきめることは困難である。この場合は、建物を設計し、配置を計画した段階にまでさかのぼって、柱位置を推定しなければならない。

建物を計画した際には、8尺・10尺などの整数、それに $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ などを加えた8 $\frac{1}{2}$ 尺、10 $\frac{1}{4}$ 尺などの数値、あるいは、桁行・梁行総長を等分した数値をもちいたと考えられる。奈良時代の標準的な尺度、いわゆる天平尺では1尺=297mm前後である。しかし、平城宮の遺構で実際に柱間寸法を調べると、1尺は294~303mmの範囲内にある。同一計画で建てられた建物群では、ほぼ一定した数値を基準としている場合が多い。また逆に、同一の数値を基準尺としてい

基準 1 尺
294
~303mm

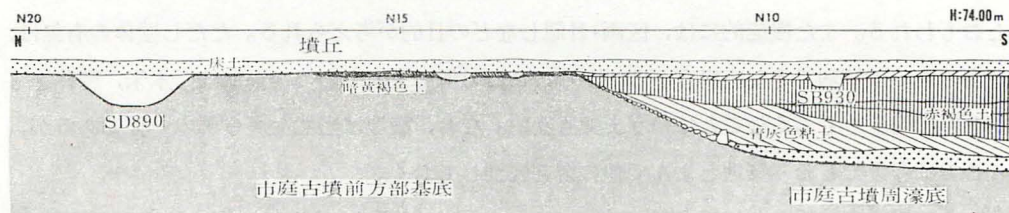


Fig. 9 市庭古墳旧前方部・旧周濠部分土層断面

1) かつては「柱穴」を「掘立柱の掘形」の意味に限定して使おうとつとめていた。

る事実から同一計画で建てられたことを推定することもある。つぎに問題となるのは、施工に際して生じた誤差である。同一寸法で計画していても、実際に柱をたてる際に多少の誤差を生じている。平城宮においては、3mの柱間で、10cmの狂いを生じている実例もある。このような実態を考慮して、つぎのように建物規模・柱間寸法の数値を決定している。

- * 1. 1つの建物遺構だけで考える場合は、長い寸法が測れる箇所を測って計画尺を推定する。たとえば、桁行7間×梁行2間の建物であれば、桁行7間の総長から完数の計画尺を推定し、その基準尺をもとにして、桁行・梁行の柱間寸法を検討する。なお、桁行総長の値を10cm単位でもとめていても、これから割算でもとめた柱間1間分の長さは、cm・mmの単位まで記入されることがある。この場合のcm・mmの値は有効数字ではない。
- * 2. 他の建物との関係から、柱間寸法が先にきまり、建物規模の長さが柱間寸法の倍数としてえられる場合には、桁行総長・梁行総長が、cmかmmの単位まで記入されることになる。
- 3. 小規模の建物であって、他の建物との配置上の関連が見出せない場合などでは、柱間寸法は概略数値がわかるのみである。たとえば、柱間寸法10尺で計画されたとしても、遺構の上では、3mと測ることも、2.95mと測ることも可能であって、厳密な寸法は確定できない。このような場合は、尺とメートルの換算値として、天平尺によって、1尺=297mmとして数値を記入するのがよいと考えられる。しかし、数値としてわずらわしいので、1尺=0.3mとして概算値を記入している。

推定計画尺
からの推定

柱間寸法か
ら総長推定

概略の寸法

C 土 層

- 内裏北外郭地域は、奈良山歌姫丘陵から南にむかって突出する支丘（砂礫粘土を基盤とする後²⁾期洪積台地）上にあり、全体としては、南寄りほど地山面がさがっており、東区に典型をみるように、南にいくにしたがって整地土（礫をふくむ土）が厚くなる傾向にある。しかし、支丘上の中央に位置するためか、整地土は概してそう厚くはない。これは、支丘の西斜面にかかる大膳職地域西半部において、数次にわたる広範囲かつ分厚い整地土がみとめられたことと対照的である。ただし、本調査地域のうち東区は支丘の東縁寄りに位置しているため、東に向うほど地山面が下っており、これにしたがって整地土もまた厚くなっており、東端部では0.5mにたっている。

市庭古墳の旧周濠内にあたる部分は、1.5mにおよぶ厚い埋土で整地しており、中区東半部においては、整地土下層上面の遺構と(SB2131)同上層上面の遺構(SB875・SB2140ほか)とを層位的に識別し、南寄りの2土壙(SK2101・SK2102)もまた層位的に区別できた(Fig. 18)。

古墳周濠
の整地土

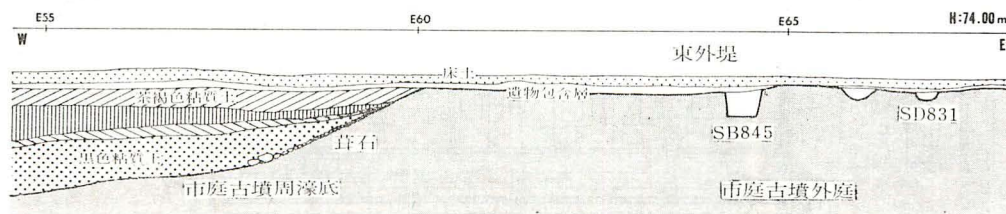


Fig. 10 市庭古墳旧周濠・旧外庭部分土層断面

2) 現在では、主として空中撮影による写真測量を採用している。